

平成 22 年度環境技術実証事業閉鎖性海域における水環境改善技術分野 実証対象技術への選定希望技術の募集について(案)

環境技術実証事業閉鎖性海域における水環境改善技術分野の実証運営機関である(財)港湾空間高度化研究センターでは、環境技術実証事業閉鎖性海域における水環境改善技術分野の平成22年度実証事業の実施に当たり、実証対象技術への選定を希望する技術を募集します。

1. 背景・経緯

環境技術実証事業は、既に適用可能な段階にありながら、環境保全効果等についての客観的な評価が行われていないために普及が進んでいない先進的環境技術について、その環境保全効果等を第三者が客観的に実証することにより、環境技術実証の手法・体制の確立を図るとともに、環境技術の普及を促進し、環境保全と環境産業の発展を促進することを目的としています。

今般の技術募集は、環境技術実証事業の対象分野のうち閉鎖性海域における水環境改善技術分野について、実証対象技術への選定を希望する技術開発者等から選定希望技術を募集し、その結果を実証機関公募時に提示することにより、本分野の技術実証をより一層推進することを目的として実施するものです。

2. 応募資格者

閉鎖性海域における水環境改善技術分野において、平成 22 年度に技術実証を希望する企業、団体等

3. 応募方法

- ・別添 - 1 に示す様式に必要事項をご記入のうえ、技術の紹介用パンフレット等の参考資料とともに、受付期間内に 5 . 回答先まで、電子メール又は郵送により提出してください。
- ・電子メールで提出する際は、件名を「閉鎖性海域における水環境改善技術分野 平成 22 年度実証対象技術への選定希望(会社名)」としてください。なお、実証運営機関が受信可能な電子メールの容量は、(2) MB までです。
- ・郵送する場合は書留郵便等の配達記録が残る方法により行ってください。

4 . 調査期間

平成 22 年 2 月 8 日(月)から平成 22 年 2 月 22 日(月)17 時必着

5 . その他留意事項等

- ・提出書類への記載事項については、企業名等を特定できる情報を除いて、実証運営機関による平成 22 年度実証機関の公募の際の参考資料として公表することを予定しています。
- ・実証対象技術は、実証運営機関により選定された実証機関が公募により選定します。今回の応募をもって実証対象技術の選定を意味するものではありません。
- ・実証対象技術に選定された場合、当該技術の開発者は実証試験等に係る経費のうち、「測定・分析等」、「試験に伴う消耗品」、「人件費」、「出張旅費」の 4 項目に関する手数料を負担することになります。
- ・本事業全般については、環境技術実証事業のホームページ (<http://www.env.go.jp/policy/etv/>)を参照してください。

6 . 応募先

実証運営機関

(財)港湾空間高度化環境研究センター

住所：〒105-0001 港区虎ノ門 3 丁目 1 番 10 号

電話：03-5408-8298

電子メール：etvheisasei@wave.or.jp

< 添付資料 >

- ・別添 - 1 平成 22 年度環境技術実証事業閉鎖性海域における水環境改善技術分野実証対象技術への選定希望調査応募様式
- ・別添 - 2 閉鎖性海域における水環境改善技術分野実証試験要領(手数料徴収体制版)(案)(省略)

(別添 - 1)

平成 22 年 月 日

平成 22 年度環境技術実証事業閉鎖性海域における水環境改善技術分野
実証対象技術への選定希望について

環境技術実証事業閉鎖性海域における水環境改善技術分野の平成 22 年度実証対象技術に
応募する意向を持っておりますので、技術の概要等を提出します。

企 業 名 : _____

担当者連絡先

所属部署 :

担当者氏名 :

住所 :

電話番号 :

F A X 番号 :

e-mail アドレス :

技術・製品の名称 :

1. 技術の概要

技術の主な目的 <input type="checkbox"/> 1 . 水質の改善 <input type="checkbox"/> 2 . 底質の改善 <input type="checkbox"/> 3 . 生物生息環境の改善
技術の模式図：設置後の状況等、技術の適用の様子がわかるよう、適宜模式図等を示してください。
原理：科学的機構を簡潔に示してください。
開発目標：どのような条件において、どのような機能を発揮することが期待された技術か、可能な限り具体的に提示して下さい。
既存技術との対比：既存技術に対する、本技術の特徴、改良点が明確にわかるように示してください。
薬剤等及び生物の利用及び管理（それぞれいずれかに☑） 薬剤等を <input type="checkbox"/> 1 . 使用する / <input type="checkbox"/> 2 . 使用しない 1 . の場合、非意図的な拡散の防止方法、副作用を制御する方法について記載して下さい。 （ ） 生物を <input type="checkbox"/> 1 . 外部より導入する / <input type="checkbox"/> 2 . 外部からは導入しない 1 . の場合、導入の概要、非意図的な拡散の防止方法、副作用（移入種問題を含む）を制御する方法について、記載して下さい。 （ ）

2. 実証対象技術の適用と、終了後の原状回復

準備期間（実証対象技術の組み上げ、設置、調整にかかる期間の合計）：
設置（該当するもの全てに☑） 場所 <input type="checkbox"/> 海面 <input type="checkbox"/> 海底 <input type="checkbox"/> 海岸 <input type="checkbox"/> 防波堤・護岸等の工作物本体 <input type="checkbox"/> 防波堤・護岸等の工作物近傍 <input type="checkbox"/> 実証対象技術の設置に伴い、現場の改変を要する（ <input type="checkbox"/> 海底 <input type="checkbox"/> 海岸） <input type="checkbox"/> その他、海岸、海面、海底の占有申請の際に留意すべき事項があれば、下欄に記入してください。 〔 〕
試験終了後の原状回復の方法と、原状回復までの期間： 実証試験終了後、実証対象技術の一部または全部について、回収等をせずに残置することを前提とする技術については、それによって問題が生じないことを説明してください。（例：生分解性素材を使用しているため回収しなくても悪影響を与えない 等）

3. 技術の先進性

特許・実用新案等の申請・取得状況、論文発表、受賞歴等を記入してください。特に特許については、特許番号、現在の特許権者とその持分を明記してください。

4. その他（特記すべき事項）

5. 安全性、生態影響試験結果について

1) 薬剤等を用いる技術については、病原性、有害物質の産生性等の、人やその他の生物に対する影響についての文献調査結果や分析結果を提出してください。

なお、実証機関への申請の際には、OECD テストガイドラインに則った生態影響試験に関しては「新規化学物質等に係る試験を実施する試験施設に関する基準」(化審法 G L P 基準)に適合する試験機関による試験結果を提出することになりますのでご承知おきください。

生態影響試験については、別添 - 2 本実証試験要領 6 ページ (表 3) に示してあります。

2) 機器・装置・用材からの成分の溶出の恐れがある技術については、実証機関への申請の際に、溶出試験の結果が添付資料として提出されない場合、申請が受け付けられないことがあります。

これらの文献調査や試験は、応募者の自己負担となります。